



島根県報

平成27年 8 月 28 日 (金)

号外 第 143 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【特定調達公告】

260MHz帯TDMA無線機の調達に係る一般競争入札の実施	(消 防 総 務 課)	2
防災情報システム整備事業島根県総合防災ネットワーク端末系設備整備工事に係る一般競争入札の実施	(")	4

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年 8 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項**(1) 件名及び数量**

260MHz帯TDMA無線機 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約が成立した日から平成30年2月28日まで

なお、各年度における納入品数量及び納入期日等の詳細は、仕様書による。

(4) 納入場所

別途指定する島根県松江市内の指定場所

2 入札に参加する者に必要な資格**(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。****(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。****(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号。以下「審査要綱」という。）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」、中分類「5 電気通信機器」に登録されている者であること。**

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加審査申請書類を、平成27年9月7日正午までに6(2)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。**(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等の排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。****(6) 島根県における県税の滞納がないこと。****3 入札方法**

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項**(1) この入札に参加を希望する者は、平成27年9月16日正午までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けること。****(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じること。**

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間及び開札日時等

(1) 入札の方法、期限及び場所

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成27年10月 9 日 午後 1 時30分

ただし、郵送の場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを利用し、平成27年10月 9 日午前10時までに到着していること。

ウ 提出場所

平成27年10月 9 日午後 1 時までは6(2)の間合せ先とし、それ以降は(2)イの開札場所とする。

(2) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

平成27年10月 9 日 午後 1 時30分

イ 開札場所

島根県庁 本庁舎屋上階 701会議室

6 入札説明書及び仕様書の交付方法等

(1) 交付方法

本公告の日から平成27年10月 8 日午後 5 時15分まで島根県ホームページの入札情報に掲載する。

島根県ホームページ入札情報URL : http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/

(2) 間合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県防災部消防総務課防災情報グループ

電話 0852-22-5889

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。ただし、本契約は、島根県議会の議決を必要とするため、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者

を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 260MHz band Time Division Multiple Access radio, 1 set
- (2) Delivery period : 28 February 2018 (Detailed delivery plan : Please refer to the specifications)
- (3) Time-limit for tender : 13 : 30 9 October 2015 (Tenders submitted by mail : 10 : 00 9 October 2015)
- (4) Information regarding tender : Fire Fighting Coordination Division Shimane Prefectural Government, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501
Telephone : 0852-22-5889

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年 8 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 工事名

防災情報システム整備事業 島根県総合防災ネットワーク端末系設備整備工事（以下「本件工事」という。）

(2) 施工場所

島根県松江市殿町1番地内外

(3) 工事概要

本件工事は、島根県総合防災ネットワークのうち地域衛星通信ネットワーク端末系設備、地上系防災行政無線端末系設備、端末系システム及び電源システムの更新整備並びに別途発注又は施工済みの県庁設備、無線中継局設備の改造、接続調整等を行うものであり、機器製作、据付、改造、試験、接続、調整、手続及び既設機器等撤去を施工するものである。

施工箇所	全169箇所
ア 衛星通信設備工	93箇所
イ 地上系無線設備工	63箇所
ウ 端末設備工	112箇所
エ 電源設備工	104箇所
オ 震度情報設備工	35箇所
カ 基礎・フェンス工	15箇所
キ 撤去工	168箇所

(4) 予定工期

平成30年 3 月 22 日 限り

(5) 予定価格

3,573,475,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

- (6) 本件工事は、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第62条の2に規定する最低制限価格は設定されず、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）に基づく低入札価格調査制度が適用される工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第3項の規定により平成27・28年度島根県建設業有資格者名簿（電気通信）に登載され、かつ、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 電気通信工事について、最新の経営事項審査における総合評定値が950点以上あること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成27年8月27日の時点で技術者（技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（電気電子部門・総合技術管理部門）又は電波法（昭和25年法律第131号）に規定する第1級陸上無線技術士（旧第1級無線技術士））が5人以上在籍していること。
- (4) 次の基準を満たす工事実績等があること。

ア 元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員（ただし、出資比率20パーセント以上）として、平成12年度以降に完成した次の同種工事の施工実績をいずれも有すること。

なお、同種工事とは、次の要件を満たす衛星通信設備等の機器の納入、据付及び調整を一連のものとした工事、業務等とする。

(7) 一般財団法人自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワークシステムに対応したアンテナ直径1.2メートル相当以上の地球局設備の機器納入、据付及び調整を一連のものとした工事

(4) 地上系防災行政無線設備（固定又は半固定無線局）の据付及び調整を一連のものとした工事

イ 元請け又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員（ただし、出資比率20パーセント以上）として、島根県（総務部、防災部、農林水産部、土木部又は企業局）が発注した工事（以下「島根県発注の工事」という。）のうち、平成26年度に完成し工事成績評定点を通知した工事の施工実績がある場合のみ、その全工事の工事成績の平均点が70点以上であること。

なお、平成26年度の施工実績はないが、平成25年度に完成し工事成績評定点を通知した工事の施工実績がある場合は、その全工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

ウ 平成26年度及び平成27年度の入札公告前日までに完成した島根県発注の工事又は平成26年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合は、当該工事成績評定点が70点以上であること。

- (5) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を、本件工事に専任で配置できること。

なお、本件工事の落札者が調査基準価格を下回る入札を行った者に該当するものである場合は、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めない。

ア 技術士法に規定する技術士（電気電子部門及び総合技術管理部門）又は電気通信工事業に関し、これと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定したものであること。

監理技術者にあつては、電気通信工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けているものであること。

配置する監理技術者等は、本件工事の競争参加資格確認申請日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。

イ 配置する監理技術者等は、元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員（ただし、出資比率20パーセント以上）の技術者（現場代理人を含む。）として、平成12年度以降に完成した次の同種工事の施工経験をいずれも有すること。

(7) 一般財団法人自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワークシステムに対応したアンテナ直径1.2メートル相当以上の地球局設備の機器納入、据付及び調整を一連のものとした工事

(4) 地上系防災行政無線設備（固定又は半固定無線局）の据付及び調整を一連のものとした工事

なお、施工経験として認めるのは、機器の据付開始から試験及び調整完了まで連続した従業期間があるものに限

る。

- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 島根県における県税の滞納がないこと。
- (8) 公告の日から入札書等提出期限の日（入札日）までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱（昭和63年5月31日付管発第181号）による指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある場合若しくはその他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- (10) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎6階）

島根県防災部消防総務課 電話 0852-22-5889

(2) 入札手続等

書面により行う（以下「紙入札」という。）。

また、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札（以下「郵便等」という。）も認める。

なお、紙入札を行う場合における書類の郵送等に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るものを利用すること。

(3) 入札説明書の交付

ア 交付期間

本公告の日から平成27年10月8日までの間（土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付の方法

(1)の担当部局で交付する。

(4) 競争参加資格確認申請

本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる競争参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

本公告の日から平成27年9月16日までの間（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送等の場合は、必着とする。）

イ 提出方法

(1)の担当部局へ郵送等又は持参すること。

(5) 設計図書の閲覧・交付

ア 閲覧・交付期間

本公告の日から平成27年10月8日までの間（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 閲覧・交付方法

(1)の担当部局で閲覧及び交付する。

(6) 入札書及び工事費内訳書の提出

競争参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書及び工事費内訳書を提出すること。

ア 提出期限（入札日時）

平成27年10月 9 日 午後 3 時

なお、郵送により提出する場合にあつては、平成27年10月 7 日午後 5 時までには到着していること。

イ 提出方法

平成27年10月 9 日午後 2 時50分までは(1)の担当部局とし、それ以降は(8)のイに示す場所へ持参すること。

(7) 契約条項を示す場所

ア 期間

(3)のアに同じ。

イ 場所

(3)のイに同じ。

(8) 開札

ア 日時

平成27年10月 9 日午後 3 時から（入札後直ちに開札を行う。）

イ 場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁本庁舎 屋上階 701会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

会計規則第69条により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。その後、この者が提出した工事費内訳書の審査を行い、問題がなければ落札者として決定する。ただし、調査基準価格を下回る入札があつた場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、最低価格をもって入札を行った者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

なお、本契約は島根県議会の議決を必要とするため、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、島根県議会の議決を得たときに契約が成立するものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Subject Matter of Contract : Construction Work for the Shimane Prefectural Disaster Prevention Network Terminal System

(2) Time-limit for tender : 15 : 00 9 October 2015 (Tenders submitted by mail : 17 : 00 7 October 2015)

- (3) Information regarding tender : Fire Fighting Coordination Division Shimane Prefectural Government, 1
Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501
Telephone : 0852-22-5889